

2020年4月24日

お客さま各位

株式会社みらい電力

新型コロナウイルス感染症対策に係る電気料金の特別措置について

拝啓

平素は格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。

ウイルス感染により亡くなられた方々にお悔み申し上げると共に、被患されている方々に心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまについて、経済産業省からの要請等をふまえ、当社は電気料金の支払期日の延長に対応しています。対象となるお客さま、申請方法等について下記のとおりご案内いたします。

敬具

記

1. 対象となるお客さま

当社と電気の需給契約を締結いただいております。新型コロナウイルスの影響による休業もしくは失業等で、都道府県社会福祉協議会より「緊急小口資金」・「総合支援資金」の貸付を受けるお客さまであって、一時的に料金の支払いが困難であり、当社に特別措置適用の申し出をされたお客さま。

2. 特別措置の内容

前述の適用対象となる施設にかかる電気料金の2020年3月、4月分の料金を原則として2ヵ月、5月分の料金を1ヵ月間延長いたします。

3. 申込方法

お客さまからの申し出に応じて特別措置を適用させていただきます。FAXもしくはE-mailにてご連絡ください。

FAX：052-756-2335、E-mail：bid@miraiden.jp

本文へ

- ・ご契約者さま名
- ・ご担当者さま名、ご連絡先
- ・適用希望月
- ・「緊急小口資金」・「総合支援資金」の貸付申込を行った自治体、申込日
- ・貸付金受付コード（7桁）

をご記入ください。

以上